

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>「清流の国ぎふ」文化祭2024実行委員会第3回総会については、実行委員会第3回総会を5月7日にミナモホールで実施することが4月8日に急遽決定した。</p> <p>本事業は必要機材等の手配や出演者調整などの開催準備が必要となるため、見積合わせをしていたのでは、開催準備の時機を逸し契約の目的を達成できない。</p> <p>2 特定の者を選定した理由</p> <p>短期間で本事業の開催準備を行うためには、本文化祭に係るイベント実績や会場であるミナモホールの利用経験などを有している者を契約の相手方とする必要がある。</p> <p>小島紀夫氏（小島紀夫事務所代表）は、ミナモホールで開催した「『清流の国ぎふ』文化祭2024実行委員会第2回総会」及び「『清流の国ぎふ』文化祭2024PRイベント」の演出家として、企画・運営等のイベントプロデュースを行い、適正に実施した実績を有する。</p> <p>また、小島紀夫氏は本文化祭の開閉会式総合演出家として本文化祭に精通している。</p> <p>上記より、小島紀夫氏が代表を務める「小島紀夫事務所」を契約の相手方とする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。